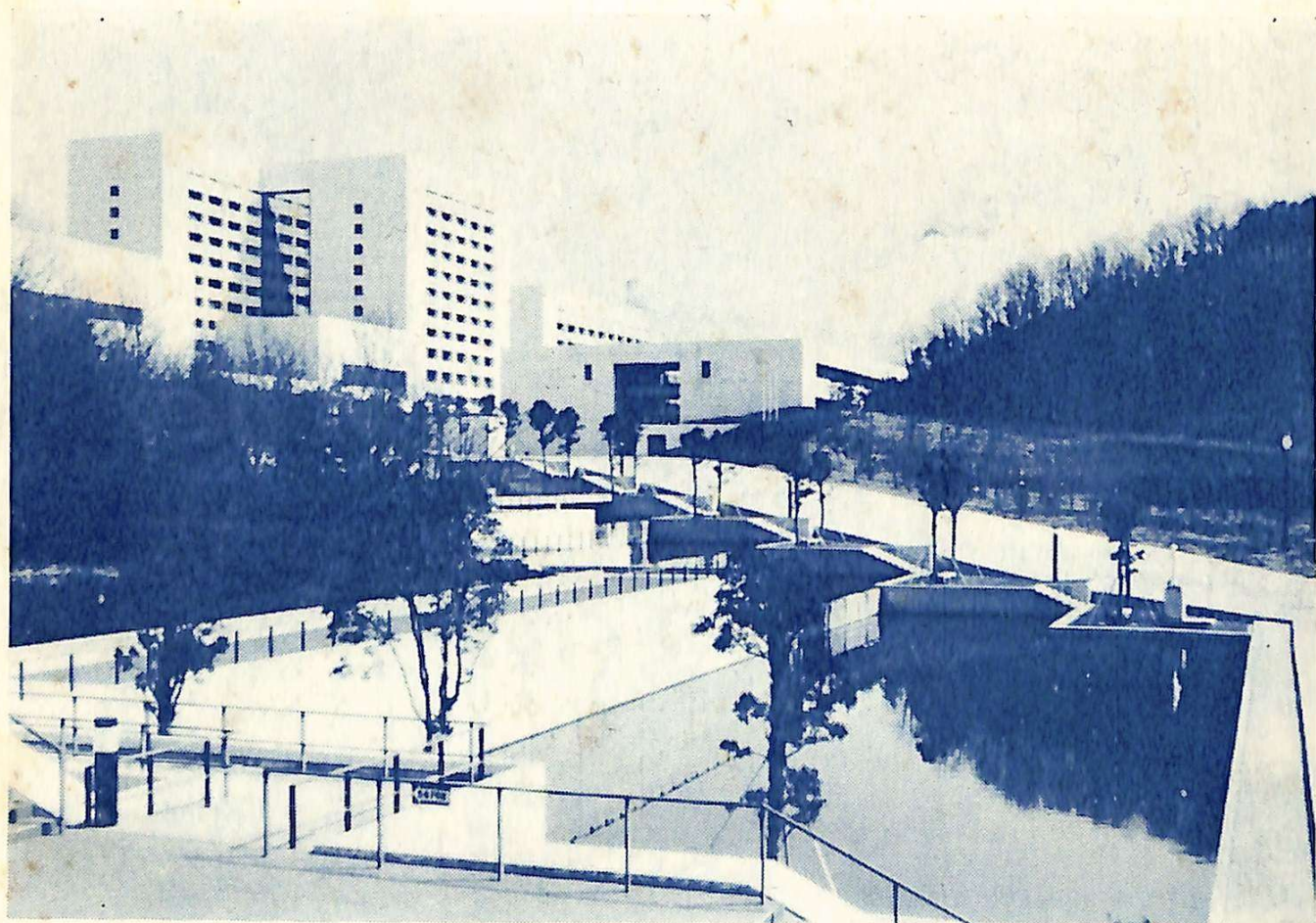


曹法大 中

第 6 集



安平

1981. 5

中央大学法曹会

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ光あれ

二、

よしや嵐は荒ぶとも

揺がぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉あれ

三、

いざ起て友よ時は今

新しき世のあさほらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、

情熱と力の若人が

精鋭こぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、

我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央

「中大法曹」第六号目次

表紙題字 木戸口 久治

表紙写真 中大多摩校舎

カット 山本 繁樹

刊行のことば..... 中央大学法曹会幹事長 木戸口 久治 (3)

祝 辞..... 中央大学学員会会長 谷村 唯一郎 (7)

中央大学の現況について..... 中央大学理事長・総長職務代行 渋谷 健一 (9)

司法試験と入学試験..... 中央大学学長 戸田 修三 (13)

学位..... 最高裁判所判事 塚本 重頼 (16)

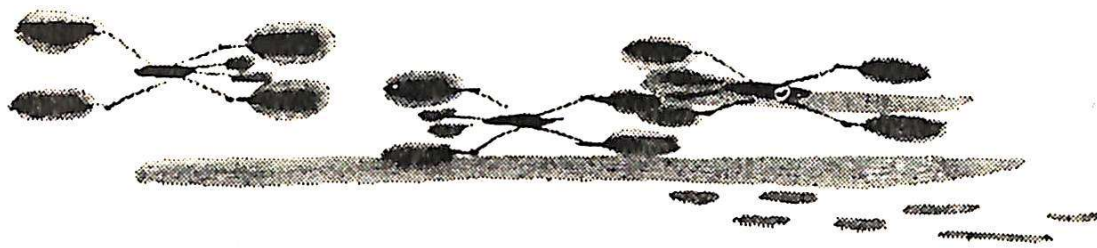
出会い..... 最高検察庁検事 竹村 照雄 (19)

入所時平均年令..... 司法研修所教官 山本 和敏 (22)

『法職特別コース』への大期待..... 弁護士 田堰 良三 (25)

座談会..... (28)

多摩ニューキャンパス一日探訪記..... 弁護士 渥美 稚子 (57)



裁判所関係会員の近況	副幹事長（東京高裁判事）	糟谷忠男	（65）
法務・検察関係会員の近況	副幹事長	水原敏博	（69）
「中大法職特別コースについての意見書」	中央大学法曹会幹事長	大西保	（72）
会則改正答申書			（86）
百周年記念事業意見書			（89）
関係諸規程			（92）
改正学校法人中央大学基本規定（寄附行為）			
改正中央大学学員会会則			
財団法人白門奨学会寄附行為			
中央大学法曹会会則・規定等			
中央大学法曹会役員等名簿			
会務報告		事務局	（119）
編集後記	会報編集委員会委員長	原秀男	（130）



刊行のことば

中央大学法曹会幹事長

木戸 口 久 治

中央大学法曹会は、戦前の中大民訴研究会を母体として昭和二六年に創立されたものであり、本年度で創立満三〇周年を迎える。昭和二六年といえば、中央大学学会も終戦後組織を新たに於て発足した年であるから、中大法曹会は新生中大学員会とともに創立されたことになるのである。その後昭和二八年に従来地域支部に限られていた学員会会則を改正して、職域支部をも認めることとなったため、中大法曹会は職域支部第一号として発足し、以来順調な発展を遂げつつ今日に至ったものである。昭和五六年年度の法曹会執行部においては、この創立三〇周年を記念して盛大な式典を催されることを期待したい。

さて中大法曹会の特色はその会員全員が法曹有資格者であるという点であつて、他の地域職域支部とはいささか趣を異にしている。

わが中大法曹会の会員は、会則上「東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹」であるが、その主力は在京の法曹であり、現在その会員数は約二、〇〇〇名に達し、在京の法曹全体の約三分の一を占め、法曹界においては在朝、在野を問わず、無視し得ない一大勢力となっている。

わが中大法曹会は「会員相互の親睦をはかるとともに母校中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする」のであって、従来から大学の記念事業に対する寄附、諸施策に対する建議、答申、意見具申、各種役員、委員の推薦等の形において母校の興隆、発展に貢献してきたのであり、今後とも学員会の中核的存在として白門倶楽部、国会白門会、学員体育会など他の学員会支部と相協力して母校の発展のため微力を捧げたいと念願している。中央大学はその百年の大計のため多摩校地に東洋一を誇る教学施設を建設し、又春日町校地にも理工学部校舎を増、改築して教学施設充実計画をほぼ完遂した。今後はこの充実された教学施設を最大限に活用して大学の使命である研究、教育内容を充実強化することが特に教学側に課せられた最大の課題であり、われわれ学員は教学側に対しその自覚と一大奮起を促してやまない次第である。

中大法曹会は主として法学部出身者で占められている関係上、特に中央大学の法学教育、就中法職等特別教育について重大な関心を有し、これまでも数次に亘って大学当局に対し種々の提言を繰り返して来た。その結果、カリキュラムの一部改正、法職特別コースの新設、改善等に若干の成果を見たものの、その対応は必ずしも充分ではなく、われわれの期待する成果は充分發揮されていない。そこで本年度は「中央大学における法学教育の現状」と題する座談会を催し、大学当局から当面の責任者の先生をお招きして忌憚のないご意見を承り、又法曹会側からもこれに対する意見、希望を開陳することとした。この座談会の記事は本誌に掲載されるので充分熟読検討されたい。現在の学校教育法の制約の下においては、われわれ法曹会の切望する法職等特別教育の実施にはいろいろ隘路のあることは否定できないが、これを克服して「法科の中央」の伝統を守りぬく熱意を、教学側と学生側に期待したい。去る二月一〇日発行の学員時報第一六四号に、昭和五五年四月に行われた全学アンケートの調査結果の概要が掲載されているが、これによれば、新入生の中央大学を志望した理由の第一は、「司法試験、公認会計士試験、そ

の他資格試験の受験に有利だから」というものであって、昼、夜間部を通じて何れも三〇％を超える多数に上っている。もしこの調査を法学部新入生のみに限定して行なえば、更に高い比率となると思われ、かつて中大キャンパス昭和五〇年一月一日号の「中大の新入生のうち司法試験受験希望者は八割の多きに達する」との記事もあながち誇大に過ぎると思われない。大学特に法学部当局は学校教育法の制約を克服して、この新入学生のニーズに応える努力を怠ってはならない。

時、恰も昭和六〇年度はわが中央大学創立一〇〇周年に当り、大学当局においては、この一〇〇周年記念事業と、その後の一〇〇年を展望した長期振興事業について、衆知を集めて各種の事業を企画、策定中である。われわれ法曹会としては、この機会に建学以来いくたの優れた法曹を輩出し、社会的にも「法科の中央」として確固不動の地位と名声を博してきた本学の伝統を踏まえ、更にこれを充実、発展せしめ、専門法曹は勿論、国会その他の各種議員、国家、地方公務員、企業における法律実務家等の養成にも意を用い、いわゆる「法科の中央」として又「特色ある大学」として他の追随を許さないユニークな大学としたいと念願している。わが法曹会は現在創立一〇〇周年記念事業の一環として駿河台に残存する大学会館を取毀し、ここに地下二階、地上一〇階建程度の一〇〇周年記念会館を建設し、その内三階程度を法職等特別教育の場に、その一階程度を公認会計士等特別教育の場として確保し、他は大学の都心における拠点としての会議室、事務室、中央大学学会の本部、事務局、国際交流センターの本部、事務局、会議室等として使用することを提案している。この駿河台における法職特別教育は専門課程二ケ年という学校教育法の修学年限を補完し、司法試験等受験に必要と思われる専門課程三年ないし四年の教育を施すことが期待され、他大学における法職特別教育、法学特別ゼミ、或はいわゆる受験予備校における司法試験講座とは異なった高度にして一貫性ある特別教育の場としたい。そのため法人直属の機関とし、本学教員に限らず他大学の有名講



祝 辞

中央大学学員会会長 谷村唯一郎

昭和五十五年十二月四日——母校中央大学では理工学部校舎増築工事落成式を挙行し、多摩移転を含む世紀の大事業と呼ばれた研究教育施設充実計画を終了しました。世の評価も高く、学員にとって大きな誇りであり、幾多の困難な問題を克服された理事者の努力には敬意を表する次第であります。

しかし言うまでもなく、施設の建設によって全てが完了したわけでは、もちろんありません。新しい中央大学の現状からみて、「器の中味」と言いますか、「研究・教育の内容の充実」が今後の課題ではありますが、これについても渋谷理事長、戸田学長が折あるごとに、努力すると言われておりますので、私共は理事者を信じて母校が名実ともに私立大学の頂点に立つ日を期待しております。

その一環として、大学には既に「創立百周年記念事業並びに長期振興事業企画委員会」が設置され、来る昭和六十年の創立百周年を契機に次の百年を目指す大学の将来像の樹立と大学の基本目標が策定されることになり、鋭意検討が進んでおります。

学員会におきましても、全国三十万学員の健全な与論を結集して学員の声を大学側に建議すべく、「中央大学創

立百周年等委員会に対応する特別委員会」を設置し、同委員会委員長には法曹会の堂野達也氏を委嘱し、審議を願
い、去る八月、学員の声を集約した第一次答申を受けました。第一次答申は、①母校中央大学の画期的発展を図る
ための将来像、②百周年記念事業として実施すべき事業、について立案されたものであり、これは直ちに大学側の
委員会に建議したところでございます。

もとより、「研究・教育の内容の充実」を実現するには、大学内の関係諸機関および関係者の努力に待つもので
あり、学員会は大学の基本方針に反しない範囲内において具申すべきものであることは勿論ですが、例えば、
法曹会にとりまして関心の深いものの一つであろう司法試験合格者数の上昇も、「研究・教育内容の充実」の中
で当然具現化されるところでありますから、中大法曹会としても関係の深い問題に關しましては建設的な方策を検討
されて、支援・協力態勢を整えておられますよう要望しておきたいと存じます。

学員の真摯な意見については大学の機関に具申してゆき、大学・学員会一体となり、中央大学の発展に寄与した
いと存じます。

中大法曹会の会員の皆様方が、法曹人として、同時に社会人、学員として一層の責任と協力を果されんことを念
じると共に、中大法曹会の一層のご発展をお祈りいたします。





中央大学の現況について

中央大学理事長
総長職務代行

渋谷 健一

中央大学法曹会会報第六集の発刊をお祝い申し上げますとともに、会員各位におかれましては、法曹の第一戦で日夜ご活躍されておられますことは、誠に同慶に堪えません。日頃から、谷村唯一郎先生はじめ法曹会会員の皆様には、本学発展のため多大のご尽力を賜わり、心から感謝申し上げます。この機会をお借りしまして大学の近況につきご報告申し上げます。

昭和四十九年二月理事長就任以来、大学の命運を賭けて推進して参りました教学施設充実計画は、本学が所有する八王子の多摩校地と文京区春日町の理工学部校地を利用して、従来の不十分な研究・教育施設を理想的な学園にすることを骨子とするものでございました。すでに四十八年十二月の評議員会において建設基本計画が承認され、翌四十九年十二月には予算の承認を得て事業決定され、創立九十周年にあたる昭和五十年四月には緑なす多摩の丘陵において本学百年の大計の第一歩が槌音高くこだまするに至ったのであります。従いまして、昭和五十年は「草の緑に風かおる」八王子の地に、本学が歴史的飛躍を求めた年であると言えることができると存じます。総工費四百七十億円、延床面積五万四千坪に及ぶ大事業は、作業員数延百万人、協力業者六百五十社に達する一大プロジェクト

ントでもございました。

かつて昭和三十五年、本学が理想的学園を夢みて買収に着手したこの土地は、当時は単なる山野に過ぎませんでした。以来二十年を経過してまさに理想的な研究・教育の場に変貌し、さらに百年後を指向する研究・教育の場として一大飛躍を遂げようとしているのであります。多摩校舎が、大衆化と多様化をもたらした現代の研究・教育の場として理想的なものであることは、国の内外を問わず本学を訪れる見学者によって語られることでもあり、その後の学生の登校率・最近の入学試験受験者数の増加が何よりも雄弁に物語っております。これに加えて、五十三年末以来、建設工事に着手して参りました理工学部校舎増築工事も昨年十一月、五号館から八号館に及ぶすべての施設が完成し、十二月四日落成式を挙行了したのであります。理工学部校舎増築工事の完成により、教学施設充実計画は計画段階から満十年、工事に着手してから五年八ヶ月の歳月を費やして、とどこおりなく完了したのでございます。この間、事故もなく無事竣工の日を迎えることができましたのも、長期間にわたり本計画実現のため寄せられた学员、教職員をはじめ関係各位の深いご理解と絶大なるご支援の賜でございまして、この機会に深甚なる感謝の意を表する次第でございます。

今日の我が国は、企業の大部分が終身雇用制を採用し、規格化された平等主義的雰囲気を作っております。このような雰囲気の中では、エリートを育成し、かつてのような強力な指導者を生むことは極めて困難な反面、随所に極めて厳しい受験地獄を伴うことになります。それは我が国の風土の中で育った終身雇用制の故に、人生街道を踏みはずすまいとする、またより良い人生街道を歩もうとする人々の戦いであり、若人の願いでもあるからであります。従って、このような人生街道の手前で受験戦争と言う激しい交通渋滞が起るのも至極当然のことでありましょう。しかしながら、このような受験戦争は必ず豊かな人の心を奪い、人生の空虚さと倦怠とをもたらします。

多くの学员と教職員の圧倒的多数の声援に支えられて完成した施設と環境に恵まれた母校のキャンパスが、このような激しい競争によって忘れかけた若人に、人間性豊かな心を取り戻し、若人の人格形成に大きく寄与するであろうことを信じて疑いません。

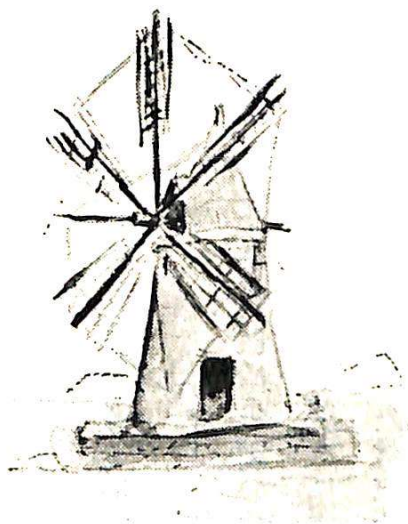
ところで、本学の財政状況についてでございますが、歴代の理事会は最も重要な施策として財政の健全化のために取り組んで参りました。近年における大学への進学率の増大とともに、我が国における私立大学に対する依存度と国民的期待に対し、大学がその本来的使命を果たし、社会に貢献するためには内容の充実した財政基盤の確立が必要だからであります。五十四年度と五十五年度の二ヶ年間にまたがる学費改訂により財政状況も順調に推移し、建設資金の支払いも完了いたしております。しかしながら、建設費借入れ金の償還・施設拡充に伴う維持管理費ならびに諸経費の増大に伴う支出膨脹の結果、支出超過の傾向にございます。このような状況のもとで研究・教育条件の維持・向上を図るためには、可能な限り財政支出を抑制しなければならない訳でございます。本学においても鋭意検討しているところでございます。施設充実の結果、多摩校舎・理工学部校舎に対し、駿河台校舎・春日校舎・お茶の水校舎・聖橋校舎の延床面積の比較におきまして、二九、五〇〇坪から七一、二〇〇坪とまさに二・四倍に及ぶ施設拡充となったのであります。これに学友会体育部南平寮を加えますと、その比率はさらに拡大するであります。これに加えて、設備内容も著しく充実し、教室の大部分は、冷暖房施設を設けており、近代的粹を集めた教学施設と言うことができます。これに伴い電気・ガス・水道・灯油の値上りにより維持管理費も大きく増大しました。しかしながら、使途に合わせた効率的運用と設定温度の抑制等による冗費の節約により予想を上廻る経費節減の効果を挙げております。従いまして、五十六年度予算編成におきましても、研究・教育条件の維持整備を中心とした支出抑制型の予算を編成した次第でございます。法曹会々員の皆様には今後とも大学の意のあるところ

ろをお酌みとり下さいまして、ご支援、ご協力賜わりますようお願い申し上げます。

創立百周年記念事業ならびに長期振興事業計画につきましても、皆様からお寄せ頂きましたご意見、ご提案を基礎といたしまして、学内の合意を得た上で基本方針を策定すべく鋭意検討しているところでございます。創立百周年記念事業を意義あらしめるためにも、一日も早く建設費借入れ金の償還を完了し、研究・教育内容の充実を図るべく、本年度から教学施設充実資金の募金を行なうことといたしました。皆様の深いご理解とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

ところで現在、判事・検事・弁護士として、法曹の第一戦でご活躍の方々は、全国で一万数千人、その内、本学出身の法曹人口はその三割に達していると聞いております。さらに一般企業における役員を含む管理職の数も上場企業についてみますと、本学は全国五位に位置し、私学においては第三位の多きに及んでいるのであります。中大法曹の皆様のご活躍とともに、本学を巣立つ若人が今後とも法曹界をはじめ、政官界・財界等各分野においてますます活躍されることを確信しております。

以上、大学の近況につきご報告申し上げ、合わせて会員各位のご活躍、ご健康を祈念いたします。





司法試験と入学試験

中央大学学長 戸田修三

本学が昭和六〇年に創立百周年の記念すべき年を迎えるに先立ち、本学を私学の雄として新しいこれからの百年に向けて飛躍的に発展させるために、その礎ともいべき画期的な多摩移転を断行し、本学の輝かしい歴史に新しい一頁を書き加えてから、早くも三年の星霜を閱みしました。そして、この移転問題の真の成否が学内外から注目を浴びているいま、教学の在り方につき検討すべき問題点は頗る多いと思います。

いうまでもなく、大学の真の評価は、研究・教育内容のいかんにかかっており、施設・設備その他の教学を支える諸条件は、前者を生み出す要素ではあっても、大学の価値そのものではないからであります。そして、よき研究・教育条件の下で、すぐれた教授陣により研究・教育が行なわれたとしても、入学する学生の素質いかんは、大学の評価にさいし、きわめて大きな指標となります。いずれの大学においても、入学者選抜の方法が真剣に検討されているゆえんのものがそこにあります。

国公立大学においては、その評価について賛否相半ばするとはいえ、一応、共通一次試験制度の採用により、検討の結論が出されました。そして、各大学はそれをふまえ、自主的な判断に立って、第二次試験により特色ある個

性的な試験方法を案出し、それにより一定の成果をあげていると評価できましょう。しかし、私立大学の場合、入試制度の再検討が一般的に立ち遅れの傾向があり、従来通り、三科目制（外国語・国語・社会）で、記述式によらない、いわゆる択一式ないし記号式の方法を採用している大学が多くみられます。しかし、この方法で、果して大学教育を受けるにたる素質や能力について正しく判定できるであろうか、頗る疑問であります。しかも、私立大学の場合、出題傾向が、とかく難問奇問にエスカレートするおそれがあるなかで、ただ「一発勝負」の入学試験だけで、大学教育を受けるに値する素質や能力をもった学生を判別できるであろうか、若干不安に感ずるのは、あながちわたくしだけではないであります。

とりわけ、司法試験を志向する法学部学生の選抜において、この感を深くいたします。けだし、本学の場合、司法試験における択一式試験の合格者数が比較的多いの比して、論文式試験の合格者数が激減する傾向がみられますが、そのよって生ずる原因はこの辺にあるのではないかと憂慮しているからです。そこで、わたくしは、一案として、入学者選択のときに、推薦入学制度（附属高校の充実による七年制一貫教育の採用を含む）の拡大と併せて、試験方法の改善を提案し、たとえば小論文を課するとか、面接試験を併用するとかの方法を採用し、受験生の総合的理解力・判断力・創造力・表現力等を考慮して合否を決定することにより、従来の弊害は相当改善されるのではないかと考えております。もとより、小論文や面接の方法の採用に伴ういろいろな問題点、たとえば龐大な受験生をかかえ、しかも短期間に合否判定をしなければならぬ私立大学の場合、果してその実施が可能であるかどうか、或いは合否の判定が採点委員の主観的な判断に左右されるのではないかという指摘がなされるかもしれません。わたくしは、これらの問題点を解決するための一策として、つぎのような方法を提案したいと思います。

まず、本学でも、全学部に共通する第一次試験を実施するが、その時期は前年末とし、そこでは高校教育の到達

度を判定するにたる程度の出題にとどめ、その結果により、受験生を一定の数にしぼります。それは、今日では、同世代に生きる若者の九〇パーセントを超えた率の高校進学度がみられ、しかもこのような高校生の中には、高校教育の内容をほとんど理解できないような生徒が約七〇パーセントにも達しているといわれているからです。したがって、右に述べました第一次試験では、高校教育の到達度を判定の基準とし、これにすら達しない者をまずふるいにかけて上で、残された受験生について第二次試験を課し、きめのこまかい試験方法、たとえば小論文と面接を課したり、学部によっては外国語の長文のものを課してその要旨を解答させるなどという方法も考えられてよいのではないかと思います。第二次試験の場合、複数人の試験委員によって採点がなされれば、比較的客観性を保った判定が可能になります。とかく、小学校のときから〇×式のテストに馴らされてきた現代の青少年の場合、その総合的な理解力や判断力が表現力とともにきわめて貧弱であります。したがって、受験生に小論文を課することにより、この弊害が少しでも除去され、平素から読書の習慣(マンガ本ではない)が醸成され、物を考えるくせがつき、総合的な理解力や判断力、さらには創造力や表現力が培われるとすれば、きわめて有意義な試みといえましょう。

国公立大学では、以前から記述式による試験方法を採用しているところが多く、法学部学生の場合も、入学試験当時すでにこのような訓練を経ている者のなかから選抜されているために、入学後の法学教育が大いに生かされ、司法試験の論文式試験にも十分耐えうる素質や能力を身につけることができます。論文式試験の結果、東大・京大等の合格率が比較的高い理由は、この辺にある点に鑑み、われわれはこの問題を決して軽視してはならないと考えます。本学においても、今後、法学教育の在り方につき、中大法曹会の提案を参考にしながら真剣に再検討する必要がありますが、それとともに、入学者選抜方法についても、従来の反省と教訓の上に立ち、早急に改善策を実施に移すべきことを提唱する次第であります。

学位

最高裁判所判事

塚 本 重 頼

学位の始まりは、明治二〇年五月二〇日勅令一三号「学位令」において、博士と大博士の二等を定め、そして、博士については、法学、医学、工学、文学、理学の五種を定めたときからである。博士号を受けるに値する人は、大学院に入り定規の試験を経たか、またはこれと同等以上の学力のある者であつて、文部大臣が、帝国大学評議会の議を経て与えるのである。大博士は、博士の会議に付し学問上特に功績があると認める者に対して、閣議を経て文部大臣が授与するとされているから、今でいえば、文化勲章の榮譽に相当するのであろうか。ところで、中央大学の前身、英吉利法律学校は、明治一八年に設立されているが、その卒業生のなかで、この明治二〇年学位令に基づく学位を受けた者はいないようである。そして学位に関する制度は、明治三十一年一月九日勅令三四四号「学位令」によって一新され、博士と大博士の二等級はなくなり、博士の種類には、従前からの五種のほか、薬学、農学、林学、獣医学が加えられ、九種となった。学位を授与するのは、従前どおり、文部大臣であつて、学位は国家の与える栄典の一であつた。学位を授与される者としては、帝国大学教授が帝国大学総長の推薦により、その他の者は、博士会において学位を授けるのに適當であると議決されたか、または、論文を提出して学位を請求し帝国大学の学

部教授会の審査に合格した者とされている。「博士会」というのは、博士の学位をもつ人の団体であって、明治三年勅令三四五号「博士会規則」に根拠をおいている。わが大学の出身者で、この学位令に基づいて最初に法学博士の学位を授与されたのは、明治四二年五月二五日、花井卓蔵先生であって、そのあと、大場茂馬、林頼三郎、堀江専一郎、高窪喜八郎の諸先生が、つづいている。

大正七年一月五日勅令三八八号大学令（大正八年四月から施行）によって学制の大改革が行われ、学位の授与については、大正九年、七月五日勅令二〇〇号によって全面的に改正された。すなわち、従前の推薦による博士号の授与は廃止され、自ら論文を提出して学位を請求した者にのみ与えられるものとし、その授与は、文部大臣ではなく、各大学において文部大臣の認可を経て授与するものと改められ、帝国大学のほか、官公私立の大学がその権限を与えられた。また、学位の種類は、各大学において文部大臣の認可を受けてこれを定めることになった。こうして中央大学でも、学位規程を制定し、これに基づいて学位請求論文を審査し、これに合格した者に中央大学において学位を授与する途が開かれた。学位を請求しうる者の資格についてはとくに制限はないが、学位を授与するに相当と認めるべき学力の標準は、大学学部研究科において二年以上研究に従事した者又はこれと同等以上の学力ある者をいうと定められており、さらにその人格や行状をも参酌すべきものである。この制度によって、中央大学学位記第一号を受けられたのは、大正十一年九月、法学博士稲田周之助先生である。以来、この制度は、昭和三九年までつづき、法学博士、経済学博士、商学博士あわせて九五名の方がこの榮譽に浴している。

戦後、昭和二三年法律二六号学校教育法は、大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士、修士その他の学位を授与することができると規定し、従前の学位令は廃止された。しかし、暫定的な経過措置として従前の学位令の適用がつづいており、中央大学でこの「新制」による学位の授与が行われるようになったのは、昭和四

二年二月からである。以来、現在（昭和五五年八月）に至るまで、論文審査による博士号の授与六三名、新制大学における所定の博士課程を了した者一三名（文学博士、工学博士を含めて）の由である。

なお、本学教員のうち、他大学で博士号を受けた者は九〇名（うち一名は理学博士、医学博士の二つの称号を授与されている）に及び、そのほか、米国の大学から授与された者五名、西独の大学から授与された者二名があり、さらに、最近では、戸田学長がフランスのエクスマルセイユ第三大学から名誉博士の称号を授与されたという朗報もある（多摩に立派なキャンパスのできたあと、学内の研究体制の一層の充実を望みつつ）。



出 会 い

最高検察庁検事 竹 村 照 雄

純真な年頃の体験は、ときに人間の生き方を支配することがある。

広島陸軍幼年学校に入ったのは、私が満十三歳のときであった。昭和十五年、その頃はまだ物資もあつたし、恵まれた環境、将来の道も開けているという輝かしい星の生徒であつてみれば、毎日の厳しい躾や訓練も充実した楽しさがあつた。同期生百五十人、追々交りも深くなってゆく中で、どうにも氣にくわぬのがいた。その者のなす事という事一々氣にさわって、要するに「虫が好かぬ」奴なのである。しかし、毎日「忠孝」の道を教え込まれていた無垢なるわが少年は、静かに自らを顧みたのであつた。われわれは、同期生として、いつかは戦野にのぞみ、生死を共にする仲である。ひとしく陛下の赤子たるもの、虫が好かないというようなことで親しい友人たることを拒否してよいものであろうか。かくしてわが少年は深く期するところあり。彼は、以来、この虫の好かぬ友人に近づき、話しかけ、親しくなるよう努めたのであつた。その頃、助教官から、猫をかぶるなら三年かぶれ、そしたら本物になる、といわれていたのであるが、昔の陸軍の形から入るといふ教育もそれなりに効果が挙がり、形の上での親しい友人は、いつしか心の中まで親しくなつて行つた。

これは貴重な体験であった。三つ子程に幼くはなかったが、少年のこの体験は、深く私に教えるところとなった。どんな人間でも必ず理解しあえるものである。そうした確信が今でも私の胸底に生きている。

入国管理局の次長をしていたときにも心に残る体験をした。在日韓国・朝鮮人六十数万を数え、出入国する外国人も年毎に増えて百万人に達しようとしているのみならず、不法入国者や不法残留者も少なくないこの役所では、いろいろと入管行政をめぐる陳情や抗議が多く、次長の仕事の相当部分はそれらの対応に費やさざるを得なかった。

当時国交のない北朝鮮との交流も次第に多くなり、在日朝鮮人の再入国許可による渡航や、北朝鮮要人の来日のケースが増えていた。これに対し、各方面から賛否の声が寄せられていたのであるが、ある時、右翼と称する「人士」から面会の申込みがあった。多くの場合適当な部署で応待してお引き取り願うのであるが、そのような対応に困惑する部下職員まかせもどうかと考え、半ば興味もあって直接会うことにした。

三人の若者は、きびきびした態度と、大きな張りのある声で次長室に入り来たり、まず名刺を揃えて出し、こちらから名刺を出したのだから次長の名刺も寄せ、それが礼儀というものだ、という。私は、既に名乗っているし、次長として公の立場で会っていること自体礼をつくしていることにはないか、と反撃して、まず最初の関所を開き、そして本論。彼等は墨で巻紙に書いた抗議文を読み上げた。あなた方のように国の将来を憂える声に接して嬉しい。ところで、北朝鮮との交流を深めることによって、日本が不利となり、日本の独立が脅かされる程日本は弱いのか。日本民族のエネルギーはそんなものではあるまい。現に社会経済の発展の相違をみてもそれははっきりしているのではないか。私はわが民族を信じているが、とこちらの立場を説明した。彼等は、はじめのうちこそ語気も強かったが、それも次第におだやかとなり、最後には、よくわかった、また話を聞きに来てほしいか、ということ帰って行った。

この体験から、私には奇妙な決心が生まれた。抗議陳情で次長室にやってきた人には、それがどのような立場の人であれ、帰るときには、なごやかな、あるいは、少しでも納得した心情で、互いに相通するものを得て帰ってもらうようにしてみようと。そして、この試みは、その後おおむね成功したように思われる。日本に住みつきたいという不法入国者に対しては、本国における生活の苦勞、日本へやってきてからの日夜たゆまぬ努力に対するいたわりの心と言葉がなければならぬ。戦乱の地から逃れてきた者に対しても、その全生活を根底から覆えされた人達の悲痛な思いへの同情と、祖国再建への励ましがなければならぬ。そして、ときには、肩書きを持つ人の理不尽に近い要求に対しては、「今入管の職員は、次長がどうやって行政の筋道を守るか注目している。私としては、あなたを取るか、部下を取るかの選択に立たされているが、私も名を惜しむ者。躊躇することなく部下を取る。」という勇氣もいる。入管行政に対する様々の批判、反対運動も、考えてみれば入管行政に関心を持ってくれているからこそ、である。それを乗り越えるだけの行政を展開しようという氣概が湧いてくることを思えば、これらの人達も入管ファンである。こうして入管にいる間に、「敵方」にも友人ができ、今日に至るも交友が続いている。

限りある生命を自覚する人間の深い痛みを癒すものは、同じ太陽の下、同じ時代に生をうけているものとしての共感に根ざす心からの友情である。私はそれを信じ、それを求めてゆきたい。それが私のわが人生におけるひそかなるロマンである。

入所時平均年令

司法研修所教官 山 本 和 敏

司法研修所教官の仕事といっても、担当教科や専任か兼任かなどによって、内容や繁閑の度合は一律でない。民事裁判担当の立場で、その概略を紹介すると、エネルギーの大半は、司法修習生の教育、指導とその前段階の司法試験とに費やされているのが実情と言えよう。

前期修習が終了すると、夏期合同研究が全国を五箇所一八班に分けて開始されるが、司法試験委員を兼ねる者にとっては、答案の山に押し潰されそうになりながらの暑くて長い夏の始まりでもある。秋には、裁判官研修、研究会の準備を進める傍ら、十一月下旬からの後期修習の準備に入るが、司法試験の口述を担当する者は、これにも相当の時間を振り向けなければならない。

後期修習中は、司法試験択一式問題の作成のために、民法試験委員による合議が繰り返されるので、本務である司法修習生の二回試験の考査期間と重なる時期には、まさに体力の勝負の観さえある。

このような年間行事に加えて、司法研修所論集に連載するための「民法の要件事実について」の論稿の合議が予定表に組み込まれるが、なにしろ一〇名の教官が、実務と学説、判例を踏まえて、実定法の要件事実の主張責任を

解明しようと議論を闘わすのであるから、一箇条に数日を費やしてもなお多数意見すらまとまらないことも珍しくなく、法典調査会議事録がしばしば俎上にのぼることになる。この討議の成果も、司法修習生に対する教育に反映されるのは勿論であり、教官の仕事の殆どが、直接間接に法曹後継者の育成に向けられていることが了解されるであらう。

その司法修習生であるが、昨秋、新聞の報じたところによれば、司法試験合格者の平均年令は、依然として二八歳を越えているという。他方、同じ頃の新聞記事によれば、大学新卒予定者に対する企業の青田刈りは例年にも増して激しく、省エネ経済体制下での減量経営の行きつく所は、結局、人材戦争ではなからうかとの予測が流れてくる時勢である。

手許の資料によると、司法修習生の入所時平均年令が二八歳を越えた年は、昭和二五年度（司法試験法の施行は前年五月三十一日）から昭和五四年度までの間では、昭和三七年度から五年間、昭和四四年度及び昭和五三年度以降であり、このまま、高令化傾向が定着する惧れが出てきている。

入所時二八歳ということは、修習終了時点で三〇歳を越えているということである。順調に受験戦争を切り抜けてきた者は二二歳が、一浪したとして二三歳が、法学部卒業時の年令であるから、それからさらに五年ないし六年に及ぶ司法試験受験勉強の期間が読いた計算になり、これが今の修習生の平均像である。この五、六年の期間も、すでに司法試験に合格した者にとっては「過ぎ来し」苦難の道として回顧できる心のゆとりも生じえようが、法学部に入り、これから法曹を目指す者にとっては、出口の保証のない長い暗いトンネルに吞み込まれるような不安の根源となっていはいはしまいか。そして、その不安のために法曹への途を自ら断念する人も少なくないのではあるまいか。

研修所教官として司法修習生に日常接してきた実感で言えば、入所時平均年令二八歳が二、三歳若返ったとしても、法曹としての平均的資質が低下することはありません、むしろ、より有為の人材を法曹の世界に引き入れる可能性が増大すると思われる。現在のように、入所時平均年令の高いことは、良き法曹後継者を獲得する途につながらず、かえって危険な岐路に立っているのではなからうか。法曹の世界だけが、他の世界と懸け離れた年令障壁を築きつつある現状を、私は一つの危機感をもって注視せざるをえない。

毎年四月、花影に満ちた研修所の庭園に、希望に燃える修習生の群像を見ると、その一人一人に対しては心からの祝福を贈ると同時に、これだけ熱心な法曹志望者を、そっくりそのまま、もう二、三年早く司法研修所に迎え入れられるような方策を、司法試験制度の面からも、識者にお考え願いたいと切実に感じるのである。今日も、受験勉強に没頭しているのであろう人々の姿を想い浮かべながら……。



『法職特別コース』への大期待

弁護士 田 堰 良 三

一、指導担当の動機

私は、第三、四、五回（昭和五一、五二、五三年度）『法職特別コース』のゼミ指導を担当した。学研連研究室（瑞法会）の先輩筋からのご指名であった。私は、毎回、「多忙」と「適任にあらず」を理由に固辞したが、先輩筋からの「圧力」は強く、私自身の「研究室即ち中央大学のおかげで司法試験に合格出来たのだから、恩返しの実似事をやらなければいけない。」という「心の弱み」もあって、結局三回の指導を担当することとなった。

二、授業だけで合格可能か

私の大学時代は、研究室時代であり、司法試験受験時代であった。即ち、私は、昭和四〇年に入学し、同年秋に学研連研究室に入室し、昭和四四年に司法試験に合格した。私が中大を選んだ理由は、『司法試験で一番多くの合格者を出す大学である』からである。しかるに、昭和四六年度以降、東大に逆転され、昨今、早大に二位の座を脅かされていることは、誠に嘆かわしいかぎりである。

ところで、私は、中大生が、やる気満々で司法試験に挑戦したとしても、授業だけを頼りにしては、到底合

格は覚束ないと思う。私自身、幸運にも、二〇倍以上の競争率の入室試験に対する山かけ戦法が当って研究室に入れたのであるが、もし、研究室での司法試験受験勉強が出来なかったならば、受験期間はもっと長期化しているか、ひょっとして途中で挫折していたらうと、今、振り返って思うのである。

三、“研究室予備軍”を救え

中大の研究室制度は、昨今低迷中と聞くが、司法試験に挑戦する学生にとっては、極めて魅力的である。何故なら、第一に、机・ゼミ室等の物的設備を提供してくれる。第二に、合格及び不合格の先輩諸兄・同僚・後輩等の人的設備を提供してくれる。そして、第三に、物的・人的設備のかかり合いの中から、司法試験合格のノウ・ハウを提供してくれるからである。

司法試験の挑戦に試行錯誤はつきものであるが、それでも、効率的な受験勉強を実行するためには、右の第三のノウ・ハウは特に重要である。例えば、①基本書の選定、②受験全科目の開拓、③論点整理ノートの作成、④勉強・睡眠・食事時間の管理、⑤肉体的・精神的安定の管理、⑥答案練習会の利用、⑦合格答案の作成、⑧先輩・同僚との議論の仕方、⑨ゼミ指導の受け方、⑩生活態度等々、受験初心者にとっては、おそらく長期受験者にとっては更に、行動を起す前に、又、行動中に知りたい情報の筈である。

私は、三年生当時、渥美東洋教授の刑事訴訟法演習ゼミにおいて、右の情報に関する示唆に富んだ教えを受けたが、それでも、具体的な受験の方法論を確立出来たのは、研究室においてであった。

しかし、研究室制度は、物的設備の存在を前提とするため、キャパシティ（収容人員）に限度がある。中大法学部の新生のうち、司法試験受験希望者は八割の多きに達すると言われている。にもかかわらず、研究室を利用出来る学生は、その何割であろうか。入室試験の競争率が高いことは、多くの“研究室予備軍”の存在を窺わせる。

又、司法試験択一の合格者を圧倒的多数輩出しながら、最終合格者数の択一合格者数に対する比率が他大学に較べて極めて低いことは何を意味しているのだろうか（例年同様の傾向であるが、例えば昭和五二年度実績で、東大二五％、早大一四％、全国平均一四％、中大一〇％）。指導制度が不十分なため、受験の見切りもつけさせられず、あたら貴重な青春を浪費させているということはないであろうか。

玉磨かざれば光らずと言う。学生の質の問題ではない。ここは一番、中大に絶大なる期待と心構をもって入学してきた「研究室予備軍」「司法試験受験予備軍」の期待に応え得る制度を確立して欲しいものである。

四、看板を取り戻せ

昭和四九年から開設された『法職特別コース』は、今後、キャパシティに限界のある研究室制度の補完制度ないし競争制度として、益々その役割を明確化し、学生の期待に応え得る充実した内容を持つ制度になってもらいたいものである。中大法曹会大学問題検討委員会日下文雄委員長から中大理事長・学長・法学部長宛昭和五四年五月某日付「中大法職特別コースについての意見書」は、充分尊重され、制度の確立・運営に役立てて欲しいものである。

私は、中大の在学生、卒業生の多数が、この『特別コース』を受講して『法曹職』に就き、中大が、『司法試験で一番多くの合格者を出す大学である』との看板を取り戻す日が遠くないことを大きく期待している一人である。